

長崎市上下水道局公告第2号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 28 日

長崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 片江 伸一郎

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 局有地の売却に係る制限付一般競争入札
- (2) 売却物件

No.	所在地	地目	地積(実測)	最低売却価格 (非課税)
物件1	西彼杵郡長与町高田郷 97 街区 2-1-1 号 [従前地]高田郷湯川 274-2	宅地	174.05 m ²	14,300,000 円
物件2	西彼杵郡長与町高田郷 97 街区 2-1-2 号 [従前地]高田郷湯川 274-11	宅地	173.45 m ²	14,300,000 円
物件3	西彼杵郡長与町高田郷 97 街区 2-1-3 号 [従前地]高田郷湯川 274-12、稗木場 95-4	宅地	173.45 m ²	14,300,000 円

- (3) 概 要 長崎市上下水道局有地の売却

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 消費税及び地方消費税、市町村税の滞納がない者であること。
- (2) 長崎市の水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金・分担金及び水洗便所改築資金貸付金償還金の滞納がない者であること。
- (3) 長崎市上下水道局契約規程(昭和 52 年水道局規程第 4 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者であること。
- (4) 長崎市上下水道局契約規程第 2 条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

3 契約条項を示す場所

長崎市上下水道局契約規程及び契約書については、長崎市上下水道局業務部経理課(長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 15 階)において閲覧することができる。

ただし、閲覧できる期間は、令和 8 年 8 月 28 日(金)から令和 8 年 11 月 24 日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。

4 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、募集案内の各記載事項を十分確認の上で、制限付一般競争入札参加申込書(別紙1)(以下「申込書」という。)及び関係書類(以下「申込書等」という。)を提出しなければならない。

ア 個人の場合

(ア) 申込書

(イ) 市町村が発行する印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月経過していないもの)

(ウ) 市町村税の完納を証する完納証明書(最新のもの)

(エ) 誓約書(別紙2)

(オ) 同意書(別紙3)

(カ) 事業を行っている個人の場合は、消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書(最新のもの)

イ 法人の場合

(ア) 申込書

(イ) 法人登記簿本又は履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月経過していないもの)

(ウ) 法務局が発行する印鑑証明書(発行日から3ヶ月経過していないもの)

(エ) 市町村税の完納を証する完納証明書(最新のもの)

(オ) 消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書(最新のもの)

(カ) 誓約書(別紙2)

(キ) 同意書(別紙3)

(ク) 役員名簿(別紙4)

※ 共同申込の場合は、各個人又は法人の添付書類に加えて、代表者への委任状(別紙5)、受任者の印鑑登録証明書及び共同入札者持分内訳書(別紙6)を提出するものとする。

※ 所有権移転登記の際に共有となる場合、共有予定者全員が連名で申し込むものとする。

- (2) 申込書等は、郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和8年10月7日(水)必着とする。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和8年8月28日(金)から令和8年10月7日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所15階) 長崎市上下水道局業務部経理課
電話番号 095(829)1204(直通)

(4) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 提出書類は公表しないものとする。

5 入札参加資格の通知

入札資格確認の結果を、入札参加資格決定通知書により、令和8年11月9日(月)までに申込者へ通知する。

6 募集案内及び質疑応答

- (1) 募集案内及び関係様式は、長崎市ホームページからダウンロードして取得することとする。

なお、ダウンロードが困難な場合は、長崎市上下水道局業務部経理課の窓口で配付する。この場合は、事前に経理課へ電話又は電子メールにより連絡するものとする。

(2) 募集案内等の質疑応答

本件の売却物件に係る質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 令和 8 年 9 月 11 日(金)午後 5 時まで、持参、ファックス又は電子メールによるものとする。(ファックス又は電子メールの場合は、電話により到着確認を行うこと。)
- イ 提出先 長崎市魚の町 4 番 1 号(長崎市役所 15 階) 長崎市上下水道局業務部経理課
ファックス番号 095(829)1205
メールアドレス gyomu_keiri@city.nagasaki.lg.jp
- ウ 回答期限 令和 8 年 9 月 30 日(水)までに質問者へ直接回答するほか、ホームページで公開する。

7 入札保証金

本入札への参加を希望する者は、入札参加申込み後に長崎市上下水道局から送付される納入通知書により、入札しようとする金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付しなければならない。入札の結果、落札した者の入札保証金は、「17 契約保証金」に記載する契約保証金に充てるものとする。なお、落札者以外の者の入札保証金は、入札期間終了後に還付するものとする。

8 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出は、確実に封をしたうえで郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、募集案内、質疑応答や現地等を確認し、十分に納得したうえで送付すること。
また、入札者は、入札後に、長崎市上下水道局契約規程、募集案内その他契約事項等について知らなかったことを理由として、異議を申し立てることはできないため留意すること。
- (2) 提出期間 令和 8 年 11 月 9 日(月)から令和 8 年 11 月 24 日(火)まで(必着)
- (3) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 郵 送 先 〒850-8799 日本郵便(株)長崎中央郵便局留
郵便入札用入札書在中(長崎市上下水道局 経理課扱い) 宛
- (5) 入札執行回数は、1 回を限度とする。

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和 8 年 11 月 25 日(水) 午前 11 時
- (2) 開札場所 長崎市役所 15 階 中会議室(長崎市魚の町4番1号)
- (3) 開札方法 立会人による立会のもと開札する。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申込み後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札

- (2) 本入札に係る申込書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市上下水道局契約規程第 12 条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 最低売却価格未満の価格での入札
- (6) 入札金額が確認できない入札
- (7) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
- (8) 委任状を提出しない代理人の入札
- (9) 入札に関する条件に違反した入札

12 入札書の撤回等

入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札辞退

入札書が本市に到達する前までは、入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて持参又は郵便の方法により届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

落札者は、本件の最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、原則として落札決定日から 14 日以内に契約を締結しなければならない。正当な理由がないにも関わらず落札者が契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は長崎市上下水道局に帰属するものとする。
- (2) 契約は所定の契約書を作成し、長崎市、落札者双方が記名、押印したときに成立する。
- (3) 落札者は、契約締結に要する費用として、契約金額に応じた収入印紙を負担するものとする。
- (4) 落札者以外の名義人と契約の締結は不可とする。

17 契約保証金

落札者は、契約締結前に、長崎市上下水道局から落札の決定の通知とともに送付される納入通知書により、落札金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（入札保証金として既納の金額を除く。）を納付しなければならない。なお、納付した契約保証金は売買代金に充てるものとする。

18 売買代金の納入

落札者は、契約締結時に、長崎市上下水道局から送付される納入通知書により、売買代金（＝契約金額－契約保証金）を契約成立の日から 30 日以内に一括納付しなければならない。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは、契約を解除することがあり、この場合、契約保証金は長崎市上下水道局に帰属するものとする。

19 所有権の移転等

所有権は、売買代金が完納されたときに、長崎市から買受者へ移転するものとし、所有権移転登記手続きは、長崎市上下水道局が行うこととする。なお、所有権移転登記に必要な登録免許税や、売買代金完納後の公租公課及びその他必要となる費用は、買受者が負担するものとする。

20 所有権移転に必要なもの

所有権移転登記を行う際に次のものが必要となり、費用は買受者が負担するものとする。

(1) 個人の場合

ア 登録免許税相当の収入印紙

イ 市町村が発行する住民票(原本)(発行日から3ヶ月経過していないもの)

ウ 市町村が発行する身元証明書(原本)(発行日から3ヶ月経過していないもの)

※ 所有権移転登記の際に共有となる場合、イとウについては共有者全員分を提出するものとする。

(2) 法人の場合

ア 登録免許税相当の収入印紙

イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(原本)(発行日から3ヶ月経過していないもの)

21 契約上の特約(禁止事項)等

(1) 支払完了日から10年間、当該地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することを禁止する。

(2) 支払完了日から10年間、売買物件を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の事務所など、公序良俗に反する用に供することを禁止する。

(3) 支払完了日から10年間、契約物件を上記(1)又は(2)の用に供することが明らかな者に対し、売渡し、贈与、交換、出資等による所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定(以下「所有権の移転等」という。)をすることを禁止する。

(4) 支払完了日から10年間、契約物件を上記(1)又は(2)の用に供することが明らかな者以外に対し、所有権の移転等を第三者(以下「転得者」という。)にするとときは、上記(1)～(3)を書面で引き継ぎ、遵守させなければならない。また、転得者が所有権の移転等をするときも同様とする。

(5) 買受者が(1)～(4)の条件に違反した場合のほか、買受者が契約書の規定に違反したことにより長崎市上下水道局が契約を解除した場合は、売買代金の100分の30の違約金を長崎市上下水道局に支払わなければならない。

(6) 上記(1)～(4)の条件の履行を確認するため、随時、売買物件の使用状況について実地調査を行うことがあり、また、買受者に使用状況について報告を求めることがある。この場合において、買受者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

22 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び長崎市上下水道局契約規程等の定めるところにより処理するものとする。

23 問い合わせ先

長崎市上下水道局 業務部 経理課 管財係

電話番号 095(829)1204 (直通)

ファックス番号 095(829)1205

メールアドレス gyoumu_keiri@city.nagasaki.lg.jp